

承認案第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成19年12月6日提出

天理市長 南 佳 策

専決第12号

専 決 処 分 書

天理市立水泳プールで発生した水難事故に関し、損害賠償金を支出するため、平成19年度天理市一般会計予算の補正を行う必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成19年9月25日

天理市長 南 佳 策

平成19年度天理市一般会計補正予算（第5号）

平成19年度天理市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ263千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,987,311千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成19年9月25日専決

天理市長 南 佳 策

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
20 諸収入		千円 2,214,235	千円 263	千円 2,214,498
	5 雑入	150,523	263	150,786
歳 入 合 計		24,987,048	263	24,987,311